

平成31年度 浜松市食品衛生監視指導計画概要

基本方針

計画に基づき食品衛生に関する効果的な監視指導を実施し、食中毒等の衛生上の危害発生を防止します。また、食品等事業者・消費者・行政によるリスクコミュニケーションを実施し、浜松市の食の安全の確保を目指します。

重点監視指導項目

食中毒など法令違反の発生状況等を踏まえ、以下4点について重点的に監視指導を行います。

重点1 HACCPの制度化にともなう監視指導

平成30年6月の法改正により、原則として全ての食品等事業者にHACCPに沿った衛生管理の実施が求められることになりました。法の施行期日までは、法改正の内容について広く周知を行い、制度化に対応するために必要な助言指導を行います。施行後は各施設の規模に応じたHACCPに沿った衛生管理の実施状況を監視指導します。

HACCPとは...食品の安全を確保するための衛生管理システム。食品の製造工程ごとに危害を分析し、重要なチェックポイントを定め重点的に管理することにより、より一層安全な食品を製造することができます。

重点2 食中毒対策

カンピロバクター等を原因とする食肉による食中毒防止のため、食肉を調理提供する施設において、生食用食肉については基準を遵守し、その他の食肉については十分に加熱して提供するよう指導します。また、魚介類を生で提供する施設において、クドアやアニサキス、腸炎ピブリオ等による食中毒を防ぐために必要な食材の取扱い方法（十分な冷凍や加熱、水洗等）を指導します。ノロウイルス食中毒防止のため、全ての食品等取扱施設を対象として調理従事者の健康管理や手洗いの実施状況等の確認を行います。また、腸管出血性大腸菌食中毒対策として、非加熱で提供する野菜等の洗浄の徹底や殺菌実施を改めて指導します。

重点3 適正な食品表示の推進

不適切な表示食品の流通防止のため監視等で表示の確認を行い、不適正な表示を発見した場合は適正な表示への修正を指導します。また、食品表示法により定められた新たな基準への移行が完了していない施設に対して、新表示への移行を促します。

重点4 放射性物質に汚染された食品の流通防止対策

浜松市内で流通している食品について放射性物質の検査を実施し、基準値を超過する食品の流通を防止します。

監視指導実施計画

◆立入検査実施計画

過去の食中毒、違反の発生状況及び食品等の特性を踏まえ、食品等事業者の施設へ立入り、監視指導を行います。また、大きなイベントの開催時、高温多湿な夏期、食品の流通や消費が増加する年末に合わせて、食品の種類や業態等対象を定めて一斉監視指導を行います。

◆収去検査等実施計画

食品中の添加物、残留農薬および微生物等が基準を逸脱していないか検査を実施します。基準がない拭き取り検査等は施設の衛生指導のため実施します。

検査対象食品等：魚介類・肉・卵及びその加工品、乳及び乳製品、野菜・果物及びその加工品、弁当・そうざい 等

その他：拭き取り検査、アレルギー拭き取り検査、ATP検査

◆違反発見時の対応

立入時に違反を発見した場合は、速やかに改善指導を行います。違反食品については、回収等法令に基づいた適正な措置を行うとともに、原因究明、再発防止を図ります。